

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-11 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	アイ以外の場合	月額	736円	――
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	181円	

新

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-11 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	アイ以外の場合	月額	772円	――
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	180円	

附 則（令和3年6月17日東相制第21-00019号

この改正規定は、令和3年6月18日から実施し、令和3年4月1日に遡及して適用します。